

平成29年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成29年5月9日（火）午後1時30分～午後4時5分

場 所 四街道市役所 保育課2階 会議室

出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員

欠席委員：なし

実施機関：小高教育部長（議事2（1）のみ出席）

藤森経営企画部長（議事2（2）のみ出席）

事 務 局：植草総務部長（職員紹介のみ）、齋藤総務部次長（職員紹介のみ）、

鈴木総務課長、高橋副主幹、三浦主任主事

公開・非公開の別 一部公開（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定による）

傍聴人 0人

【会議次第】

1. 会長あいさつ

2. 議事

(1) 不服申立てについて

(2) 本人以外からの個人情報の収集について（答申）

(3) 平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）

(4) その他

3. その他

－会議の内容－

事 務 局：定刻となりましたので、ただ今より平成29年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。なお、本日は新年度最初の審査会となりますので、議事に先立ち、担当職員の紹介をさせていただきます。

～職員紹介後、総務部長・総務部次長退室～

事 務 局：続きまして、本日の議事の内容につきましてご説明いたします。

議事(1)「不服申立てについて」は2点ございまして、1点目が実施機関（教育部指導課）の案件ですが、答申案についてご審議いただき、まとめれば答申を行いたいと考えております。次の2点目が実施機関（環境経済部環境政策課）

の案件ですが、提出された行政文書に基づき、今後の進め方についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

議事(2)「本人以外からの個人情報の収集について」ですが、実施機関（経営企画部管財課）の案件でございます。こちらも同様に、答申案についてご審議をいただき、まとめれば答申を行いたいと考えております。

議事(3)「平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について」ですが、昨年度の状況について事務局よりご報告いたします。

議事(4)「その他」ですが、次回以降に予定しております議事等について、事務局よりご説明いたします。

最後の項目「その他」では、次回の審査会の日程調整を予定しております。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。初めに、酒井会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。この後の議事につきましては、酒井会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆様のご協力のもと進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ただ今の出席委員数は5名全員ですので、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、会議は成立となります。また、会議の公開・非公開については、同条第4項の規定により、議事(1)「不服申立てについて」は非公開とし、それ以外については公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第は配布するものとします。また、公開する議事資料についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布が困難な資料でもないため、傍聴人に配布することにしたいと存じます。皆様よろしいですか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、そのようにいたします。次に、会議録における発言者名についてですが、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、議事(1)「不服申立てについて」の部分を除き、発言者名を明記する取扱いにしたいと存じますが、皆様よろしいですか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、そのようにいたします。これより不服審査に入りますので、非公開といたします。

～議事(1)「不服申立てについて」非公開～

酒井会長：続いて、議事(2)「本人以外からの個人情報の収集について」に入ります。

～会長より、これまでの経緯の説明～

酒井会長：以上の内容を踏まえ、委員の皆様には答申案を送付しています。改めてご意見等があればお伺いしたいと存じます。皆様、何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：意見等がないようですので、この答申案で確定します。

～事務局で答申書（原本）の準備～

～経営企画部長入室・紹介～

～会長より経営企画部長に答申書を渡す～

～経営企画部長より御礼のあいさつ～

～経営企画部長退室～

酒井会長：それでは、議事(2)「本人以外からの個人情報の収集について」を終了します。続いて、議事(3)「平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について」に入ります。これは昨年度の状況報告になりますので、事務局より説明を求めたいと思います。

～事務局から平成28年度情報公開制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

酒井会長：請求数については、平成26、27年度と少しずつ増えてきていましたが、平成28年度では結構減っています。この原因は把握していますか。

事務局：本市では、同じ方による複数回の請求が多いという状況がございます。その方が関心を示す事項があれば、請求件数が増えることが考えられます。同じ方が複数回請求をしているため、平成27年度は25件もありましたが、平成28年度は5件という状況でした。

酒井会長：その他に何かございますか。

畠中委員：同じ方が請求しているということは、若干名の方達の請求件数が極端に多く、残りの方達が1件ずつ請求するという感じになりますか。この資料には誰が請求しているのか書かれていないため、実人数の把握ができません。

事務局：こちらの資料は公表するものであるため請求者の氏名までは載せておりません。

畠中委員：氏名の話ではなくて、カウントの取り方の話です。

事務局：3ページに、延べ人数と請求実人数を記載しております。平成28年度は延べ人数で23名ですが、実人数では14名となっております。

畠中委員：複数の請求をする方が何人かいるということですか。同じ方で10件近く請求するということがありますか。

事務局：ございます。

酒井会長：不服申立てに関する情報公開請求もこの中に入っていますので、請求件数への影響は多分にあると思います。

酒井会長：その他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成28年度個人情報保護制度の実施状況について説明をお願いします。

～事務局から平成28年度個人情報保護制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

酒井会長：平成28年度は随分増えましたか。

事務局：総務部では、印鑑登録証明の交付申請書に関するものも多く見受けられました。

畠中委員：この開示というのは、本人の求めに応じて開示することを言っていますか。

事務局：そうです。基本的には本人ですが、本人から委任を受けた代理人も可能です。

高山委員：任意代理人による請求が1件ありますが、受付番号は何番になりますか。

事務局：受付番号18の事案になります。

高山委員：平成28年10月19日決定のものですか。

事務局：そうです。こちらは弁護士の方を代理人とした案件です。

荒木委員：受付番号5と6の間に番号が無く、請求内容も空欄で、文書件名だけが記載されているものがありますが、どういうことですか。

事務局：これは受付番号5の請求に対し、決定が一部開示と行政文書不存在の2つに分かれたことによるもので、5の続きになります。

荒木委員：開示請求に対する回答が分かれたということですか。

事務局：そうです。

酒井会長：その他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成28年度会議等公開状況について説明をお願いします。

～事務局から平成28年度会議等公開状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成28年度個人情報取扱事務目録状況について説明をお願いします。

～事務局から平成28年度個人情報取扱事務目録状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

高山委員：シティセールス推進課というのは、以前からありましたか。

事務局：シティセールス推進課は、平成25年度から新たに設置した課です。市政だよりの作成及び市政情報を発信する広報広聴部門については、以前、秘書広報課の中にございましたが、組織機構の見直しの中で独立し、シティセールス推進課となりました。課長は外部の経験者を募集し、市の任期付き職員として採用している方です。

高山委員：具体的にどのような業務を行っていますか。

事務局：先程申し上げましたように市政だよりの作成、市政情報の積極的な外部発信のほか、対マスコミ関係の総括窓口にもなっています。また、市民活動・市民参加の推進等についても、シティセールス推進課が所管しています。

高山委員：シティセールス推進課長については、特定の任期になっていますか。

畠中委員：通常は3年ぐらいの任期が多いと思います。その後は、期間延長更新の手続きが行われることもあります。

酒井会長：ふるさと寄附推進事務がありますが、四街道市はどうですか。議題から若干外れますが、ふるさと寄附は多いですか。

事務局：特産品等のアピールするものが少ないということで苦勞しているようです。現在、返礼品を充実させるための取り組みを行っていると聞いています。

酒井会長：事務の名称変更がありましたか。

事務局：以前は「ふるさと納税」でしたが、平成28年度からは「ふるさと寄附」となっています。

酒井会長：本来は寄附であるため、納税ではなく寄附の名称に変更したということですか。

事務局：そうです。

酒井会長：その他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成28年度情報公開室利用状況について説明をお願いします。

～事務局から平成28年度情報公開室利用状況の説明～

酒井会長：ただ今の説明について、何かご意見やご質問はございますか。

高山委員：市としては、情報公開室を積極的に利用していただいた方が有り難いのではないですか。

事務局：そのとおりです。情報公開の推進は市が掲げる目標の一つです。

高山委員：以前から比べると、平成28年度は数字的に相当減ってきています。特に市外の方は、ホームページで市の情報を確認できるためわざわざ市役所まで来る必要が無くなっていると思います。後は「他の課等への案内のみ：65人」の取扱いは、1階の総合受付で行うような単純な案内業務もカウントしていますか。

事務局：はい、そうです。

酒井会長：その他に何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、議事(3)「平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について(報告)」を終了します。

続いて、議事(4)「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：次回以降に予定している議事等について、ご説明申し上げます。先程ご審議いただいた不服申立ての案件については、次の審査会に実施機関の職員に出席していただき、より詳細な説明を求めることとします。なお、現時点で予定している案件は他にございませんが、今後、審査会に諮問する案件が出てきた場合は、別途ご相談をさせていただきたいと思っております。

酒井会長：当面は、審議中の不服申立ての件のみとなります。

それでは、議事(4)「その他」を終了します。

次に、会議次第3の「その他」でございますが、次回の審査会の日程調整を行いたいと思っております。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会については、7月18日(火)の午後1時30分から開催したいと存じます。

それでは、会議次第3の「その他」を終了します。

最後に委員の皆様、何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：本日の審査会を終了します。お疲れ様でした。